

4/22 3-4 財務会計Ⅰ 「損益計算」

映像資料はこちらから・・・



URL : <https://youtu.be/CLvyfHNEyUY>

第1章 損益計算の意味と損益区分

1 損益計算書の意味と役割

損益計算書は、一定期間に発生したすべての収益とこれに対応する費用を記録し、企業の経営成績を明らかにする報告書である。

損益計算書には、収益から費用を差し引いて当期純利益を算定する役割と、貸借対照表で示される純資産の増減する原因を示す役割がある。

また、損益計算書において明らかにされる企業の経営成績を正確に把握するためには、収益と費用を一定の基準によって適正に認識し、測定することが大切である。

2 損益計算の意味

企業会計は企業の経営成績を明らかにするために、継続して営まれる経営活動を一定の会計期間に区切り、損益を計算する。これを期間損益計算という。

この損益計算の方法には、**財産法**と**損益法**がある。

1. 財産法

期末の純資産額(期末資本)を求め、これを期首の純資産(期首資本)と比較して、その増加額を当期純利益とし、減少額を当期純損失とする方法を**財産法**という。

$$\text{当期純損益} = \text{期末純資産額} - \text{期首純資産額}$$

2. 損益法

損益の発生原因にもとづき、1会計期間に生じた収益総額と費用総額とを比較して、収益総額が費用総額を超える金額を当期純利益、費用総額が収益総額を超える金額を当期純損失とする方法を**損益法**という。

$$\text{当期純損益} = \text{収益総額} - \text{費用総額}$$

3 損益計算書の表示形式

損益計算書の表示形式には、貸借対照表の表示形式と同様に、**勘定式**と**報告式**がある。

勘定式：借方に費用、貸方に収益を記載し、その差額を当期純利益として貸借平均させて示す

報告式：一定の配列順序にしたがって収益および費用を上から順に記載しそれを加減して当期純利益を示す

<勘定式>				<報告式>		
損益計算書 ○○商事株式会社 平成○1年4月1日から平成○2年3月31日まで (単位：千円)				損益計算書 ○○商事株式会社 平成○1年4月1日から平成○2年3月31日まで (単位：千円)		
費	用	取	益	I	売上高	760
売上原価	420	売上高	760	II	売上原価	420
売上総利益	340				売上総利益	340
	760	売上総利益	340	III	販売費及び一般管理費	140
販売費及び一般管理費	140				営業利益	200
営業利益	200	営業利益	200	IV	営業外収益	100
	340	営業外収益	100	V	営業外費用	120
営業外費用	120				経常利益	180
経常利益	180	経常利益	180	VI	特別利益	170
	300	特別利益	170	VII	特別損失	190
特別損失	190				税引前当期純利益	160
税引前当期純利益	160	税引前当期純利益	160		法人税・住民税及び事業税	70
法人税・住民税及び事業税	70				当期純利益	90
当期純利益	90					
	160					

⑤ 理解をたすけるために、適当な金額を補充している。

4 損益計算書の区分

損益計算書は、1会計期間における収益と費用を発生源泉別に明瞭に区分し、収益項目とこれに対応する費用項目を対応表示することが必要である。

収益は、営業収益、営業外収益、特別利益に分類され、費用は、営業費用、営業外費用、特別損失に分類される。



5 営業損益

企業の本来の営業活動によって発生する損益を営業損益といい、営業収益と営業費用がある。

1. 営業収益

営業収益とは、本来の営業活動によって生じる収益のことで、商品売買業における売上収益や、工事契約における工事収益がある。

2. 営業費用

企業の営業活動によって生じる費用を営業費用という。これには、売上原価と販売費および一般管理費がある。

① 売上原価

売り渡した商品または製品の原価を売上原価といい、商品を販売した期間の費用として売上高から控除する。

売上原価の算定の基礎は、商品の仕入原価または製品製造原価である。

□商品売買業の場合の売上原価

$$\text{売上原価} = \text{期首商品棚卸高} + \text{当期商品仕入高} - \text{期末商品棚卸高}$$

$$\text{売上総利益} = \text{売上高} - \text{売上原価}$$

② 販売費および一般管理費

販売費は商品または製品を買い手に引き渡し、代金を回収するまでに要する費用である。一般管理費は、企業全般を管理するために費用である。これらには、次のようなものがある。

販 売 費	販売員の給料・販売手数料・荷造発送費・広告宣伝費・販売員の旅費・販売員の交通費・貸倒引当金繰入など
一 般 管 理 費	事務員の給料・旅費・交通費・通信費・水道光熱費・消耗品費・租税公課・減価償却費・修繕費・保険料・支払家賃・研究開発費・雑費など

なお、営業収益(売上高)から営業費用(売上原価、販売費及び一般管理費)を差し引いて、営業利益(または営業損失)を算定する。**営業利益(または営業損失)**を算定するまでの計算を**営業損益計算**という。
営業利益 = 営業収益 - 営業費用

6 営業外損益

企業の営業活動以外の活動から生じる収益・費用を**営業外損益**といい、**営業外収益**と**営業外費用**がある。

1. 営業外収益

企業のおもな営業活動以外の活動によって生じる収益を**営業外収益**という。

【営業外収益の種類】

営業外収益	受取利息・有価証券利息・受取配当金・有価証券売却益・有価証券評価益・仕入割引・社債償還益 ^① ・貸倒引当金戻入 ^② ・雑益など
-------	---

なお、買掛金を支払期日前に支払ったとき、支払った日から期日までの利息に相当する金額などを差し引いてもらえる場合がある。この金額を**仕入割引**といい、**仕入割引勘定[営業外収益]**で処理する。

例題 岡山商店は、仕入先広島商店に対する買掛金¥1,200,000 を支払うにあたり、期日前のため2%の割引を受け、小切手を振り出して支払った。

- ①買掛金¥1,200,000 を支払ったので買掛金¥1,200,000 が減少するので買掛金勘定の借方に¥1,200,000 を記入する。
- ②割引を受けた金額 $¥1,200,000 \times 2\% = ¥24,000$ を仕入割引勘定[収益の勘定]の貸方に記入する。
- ③買掛金¥1,200,000 から仕入割引¥24,000 を差し引いた金額¥1,176,000 を当座預金勘定の貸方に記入する。

--	--

全商第 81 回 宮城商店に対する買掛金¥750,000 の支払いにあたり、期日前のため、契約によって2%の割引を受け、割引額を差し引いた金額は小切手を振り出して支払った。

--	--

全商第 78 回 静岡商店に対する買掛金¥600,000 の支払いにあたり、期日前のため、契約によって同店から割引を受け、割引額を差し引いた¥588,000 を小切手を振り出して支払った。

--	--

全商第 72 回 千葉商店に対する買掛金を期日前に支払ったときに¥16,000 の割引を受けたが、誤って、仕入値引を受けたように処理していたので、本日、これを訂正した。

誤った仕訳 (借方)買掛金 16,000 (貸方)仕入 16,000
 正しい仕訳 (借方)買掛金 16,000 (貸方)仕入割引 16,000

--	--

2. 営業外費用

企業のおもな営業活動以外の活動によって生じる費用を**営業外費用**という。

【営業外費用の種類】

営業外費用	支払利息・手形売却損・社債利息・売上割引・有価証券売却損・有価証券評価損・社債償還損 ^① ・雑損など
-------	---

なお、売掛金を回収日前に受け取ったとき、受け取った日から期日までの利息に相当する金額などを差し引く場合がある。この金額を**売上割引**といい、**売上割引勘定[営業外費用]**で処理する。

例題 岡山商店に対する売掛金¥1,200,000を期日前に受け取ることになり、契約によって2%の割引をおこない、割引額を差し引いた金額を同店振り出しの小切手で受け取った。

- ①売掛金¥1,200,000を回収したので売掛金¥1,200,000が減少するので売掛金勘定の貸方に¥1,200,000を記入する。
- ②割引した金額 $¥1,200,000 \times 2\% = ¥24,000$ を売上割引勘定[費用の勘定]の借方に記入する。
- ③売掛金¥1,200,000から売上割引¥24,000を差し引いた金額¥1,176,000を現金勘定の借方に記入する。

--	--

全商第 82 回 石川商店に対する売掛金¥1,800,000を期日前に受け取ることになり、契約によって割引をおこない、割引額を差し引いた金額を同店振り出しの小切手¥1,764,000で受け取った。

--	--

全商第 77 回 秋田商店に対する売掛金を期日前に受け取ったときに、契約により¥46,000の割引をおこなったが、誤って、売上値引をしたように処理していたので、本日、これを訂正した。

誤った仕訳	(借方)売上	46,000	(貸方)売掛金	46,000
正しい仕訳	(借方)売上割引	46,000	(貸方)売掛金	46,000

--	--

◆**売買に関して注意すべき項目をまとめておこう。**

項 目	処 理
仕入戻し (売上戻り)	仕入 (売上) 勘定から控除する。
仕入値引 (売上値引)	仕入 (売上) 勘定から控除する。
仕入割引 (売上割引)	営業外収益 (営業外費用) とする。

経常損益に特別損益を加減して、**税引前当期純利益**(または**税引前当期純損失**)を算定する。経常損益計算の結果から、税引前当期純利益(または税引前当期純損失)を算定するまでの計算を**特別損益計算**という。

$$\text{税引前当期純利益} = \text{経常利益} + \text{特別利益} - \text{特別損失}$$

(税引前当期純損失) (経常損失)

【利益の種類】

売上総利益	売上高から売上原価を差し引いて示される、商品などを販売することによって生じる売買益。
営業利益	売上総利益から営業上必要な販売費及び一般管理費を差し引いて得られた、おもな営業活動によって生じる利益。
経常利益	営業利益に、通常の経営活動で経常的に生じる営業外の収益・費用を加減して算出される利益。
税引前当期純利益	経常利益に特別損益を加減して算出される税引前の純利益。
当期純利益	税引後の純利益。

1 損益計算の基準

損益計算を正確におこなうためには、収益および費用を適正に計上する必要がある。その計上の基準には、次のようなものがある。

1. 現金主義

現金の収入があったときに収益を、支出があったときに費用を計上する考え方を**現金主義**という。

2. 発生主義

現金の収支とは関係なく、1会計期間に生じた収益・費用を、それらが発生しているという事実にもとづいて計上する考え方を**発生主義**という。

3. 実現主義

収益と費用は、原則として発生主義によって計上するが、収益については、発生したという事実だけでは計上せず、実現した収益だけを当期の収益として計上しなければならない。この考え方を**実現主義**という。

たとえば、商品を販売し、その対価として現金を受け取ったり、受取手形や売掛金など**貨幣性資産**を取得したときに収益を計上する。販売したという事実だけではなく、資金的な裏付けが必要なのである。

それは、いまだ現実していない不確実な利益(**未実現利益**)を当期の損益計算から除くためである。

4. 費用収益対応の原則

損益計算においては、1会計期間に属するすべての収益と、その収益をあげるために発生したすべての費用を対応させることにより、正確な損益計算を算定することができる。このことを**費用収益対応の原則**という。

2 売上収益の計上基準

売上収益の計上をいつの時点でおこなうかは販売形態によって異なるが、一般には商品を引き渡したときに収益を計上する販売基準が用いられる。しかし、いくつかの例外もある。

1. 販売基準

商品などを相手に引き渡したとき、または、発送したときに、収益を計上する基準を**販売基準**という。販売取引の種類に応じて、収益計上の時点はそれぞれ異なり、次のように区別される。

(1) 一般販売

得意先に商品を引き渡したときに収益を計上する。

(2) 委託販売

委託販売とは、委託者が受託者に一定の手数料を支払って、商品等の販売を委託する販売方法である。

委託販売の売上収益は、**原則として販売基準により受託者が委託品を販売した日**をもって計上する。ただし、仕切精算書(売上計算書)が販売のつど送付される場合は、**仕切精算書が到着した日**をもって売上収益を計上することもできる。[仕切精算書到着日基準]

(4) 予約販売

予約販売とは、代金を前もって予約金として受け取っておき、後から商品の引き渡しを行う販売形態で、出版業に多くみられる。

予約販売の売上収益は、予約金を受け取った時点では計上せず、商品を発送もしくは引き渡した時点で、原則的な計上基準である販売基準の2要件が満たされることから、**商品を発送もしくは引き渡した時点**で売上収益を計上する。

① 予約金を受け取ったとき

予約金を受け取った時点では売上収益は計上せず、商品を引き渡す義務を**前受金勘定** [負債の勘定]で処理しておく。具体的には、**受け取った金額を前受金勘定の貸方に記入**。なぜなら、予約金を受け取った時点では「対価の受け入れ」という要件は満たしているが、「商品の発送もしくは引き渡し」という要件が満たされていないからである。

例題 愛媛出版株式会社は、熊本商店と商品¥1,000,000(全10巻分)の予約販売契約を結び、予約金として全額を同店振り出しの小切手で受け取った。

--	--

全商第82回 顧客に季節ごとの商品(全4回)を発送する契約で予約を受け付けたところ、100件(1件あたり¥20,000)の申し込みがあり、予約金¥2,000,000が当座預金に振り込まれた。

--	--

② 商品を発送もしくは、引き渡したとき

商品を発送もしくは引き渡した時点で、原則的な計上基準である販売基準の2要件が満たされることから、**発送した商品の分だけ**売上収益を計上する。

例題 愛媛出版株式会社は、上記、商品¥100,000(第1巻)が完成したので熊本商店に発送した。

--	--

練習 鹿児島商店と売価¥800,000の商品について予約販売契約を結び、予約金としてその全額を受け取っていたが、本日予約商品のうち、¥300,000分を鹿児島商店に発送した。

--	--

全商第80回 さきに、佐賀商店と商品¥700,000について予約販売契約を結び、予約金として商品代金50%を受け取っていたが、本日、予約商品のすべてを同店に引き渡し、残額は掛けとした。

--	--

1. 販売基準

(3) 試用販売

試用販売とは、取引先に商品を発送して一定の期間試用してもらい、取引先が買い取りの意思表示をしたときに、はじめて売買契約が成立する販売形態をいう。

試用販売の売上収益は、商品を発送したときではなく、取引先が買い取りの**意思表示をしたとき**に計上する。

① 商品を発送した時の記帳

試用してもらうために商品を発送したときは、売上収益は計上しないが、商品を発送したことを忘れないように対照勘定を使って**売価により備忘記録**しておく。

具体的には、**売価を試用販売契約勘定の借方と試用仮売上勘定の貸方に記入する**。

※試用販売契約勘定と試用仮売上勘定は対照勘定である。

例題 試用販売のため、長崎商店に売価¥50,000(原価¥30,000)の商品を発送した。

--	--

練習 試用販売のため、熊本商店に売価¥40,000(原価¥25,000)の商品を発送した。

--	--

② 買い取りの意思表示があったときの記帳

取引先が買い取りの意思表示をしたときは、売上勘定(収益の勘定)により売上収益を計上するとともに、同額の対照勘定を消滅させるための逆仕訳を行う。

具体的には、**売上金額を売上勘定に貸方に記入すると同時に、売上金額を試用販売契約勘定の貸方と試用仮売上勘定の借方に記入する**。

例題 長崎商店から、前記商品(売価¥50,000 原価¥30,000)を買い取るむねの連絡をうけた。なお、代金は掛けとした。

--	--

練習 以前、熊本商店に試用販売のため、発送していた商品(売価¥40,000 原価¥25,000)について、熊本商店から買い取るむねの連絡を受けた。

--	--

③ 商品が返送された時の記帳

試用品が返品されたときは、対照勘定を消滅させるための逆仕訳を行う。具体的には、**売価を試用販売契約勘定の貸方と試用仮売上勘定の借方に記入**する。

例題 長崎商店から、前記商品(売価¥50,000 原価¥30,000)が返送された。

--	--

全商第 73 回 兵庫商店に試用販売のため、売価¥820,000 の商品を送付していたが、本日、同店から返送された。ただし、商品を発送したさい、試用販売契約・試用仮売上の対照勘定を用いて備忘記録がしてある。[商品が返送されてきた時の記帳]

--	--

全商第 76 回 試用販売のため、広島商店に次の商品を送付していたが、本日、同店からA品が返送された。なお、B品については意思表示がされていない。ただし、商品を発送したさい、試用販売契約・使用仮売上の対照勘定を用いて備忘記録がしてある。

A品 売価¥360,000 原価¥250,000 B品 売価¥320,000 原価¥240,000

[商品が返送されてきた時の記帳]

--	--

全商第 71 回 沖縄島商店に試用販売のため、A品とB品を送付していたが、本日、同店からA品を買い取るとの通知を受け、B品は返送された。ただし、商品を発送したさい、試用販売契約・試用仮売上の対照勘定を用いて備忘記録がしてある。

A品 売価¥200,000 B品 売価¥180,000

[買い取りの意思表示があったときの記帳] & [商品が返送されてきた時の記帳]

--	--

全商第 70 回 試用販売のため、岐阜商店に次のA品とB品を送付していたが、本日、同店からA品を買い取るとの意思表示があり、B品は返送された。なお、商品を発送したさい、試用販売契約・試用仮売上の対照勘定を用いて備忘記録がしてある。

A品 売価¥270,000 B品 売価¥340,000

[買い取りの意思表示があったときの記帳] & [商品が返送されてきた時の記帳]

--	--

(5) 割賦販売

割賦販売とは、商品を引き渡したあと、売上代金を数回に分割して定期的に回収する販売形態をいう。たとえば、代金を数ヶ月に分割して、毎月一定の日に分割金(これを割賦金)を受け取る月賦販売などがある。

売上収益の計上基準は次のようになる。

	売上収益の計上基準	売上収益の計上時点	当期の売上収益計上高
原則	販売基準	商品などを引き渡した日	当期の販売高
例外	回収基準	割賦金の入金(回収の日)	当期の回収高

1. 販売基準による会計処理(原則)

販売基準とは、**商品を引き渡したときに売上収益を計上する基準**であり、その会計処理は一般商品売買と同じである。

2. 回収基準による会計処理(例外)

回収基準とは、**売上代金の入金があったときに売上収益を計上する基準**であり、商品を引き渡したときに売上収益を計上しない。

① 商品を引き渡したとき

割賦販売により商品を引き渡したときは、売上収益は計上しないが、商品を引き渡したことを忘れないように対照勘定を使って**売価により備忘記録**しておく。具体的には、**売価を割賦売掛金勘定の借方と割賦仮売上勘定の貸方に記入する**。

例題 大分商店に、商品¥360,000(原価¥252,000)を10か月の均等分割払いで売り渡した。

--	--

② 入金(回収)があったとき

割賦金を回収したときは、売上勘定(収益の勘定)により回収分だけの売上収益を計上するとともに、同額の対照勘定を消滅させるための逆仕訳を行う。具体的には、**回収額を売上勘定の貸方に記入するとともに、回収額を割賦仮売上勘定の借方と割賦売掛金勘定の貸方に記入する**。

例題 大分商店から、第1回目の割賦金¥36,000を現金で受け取った。

--	--

全商第79回 京都商店に売価¥2,580,000の商品を30回の均等分割払いの契約で販売していたが、本日、第16回目の割賦金を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、対照勘定を用いて処理している。※1回に受取る割賦金は $¥2,580,000 \div 30 \text{回} = ¥$

--	--

全商第 75 回 富山商店に売価¥2,400,000 の商品を 30 回の均等分割払いの契約で販売していたが、本日、最終回の割賦金を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、割賦売掛金・割賦仮売上の対照勘定を用いて処理している。

--	--

全商第 82 回 愛知商店に売価¥2,910,000 の商品を 30 回の均等分割払いの契約で販売していたが、本日、第 8 回目の割賦金を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、対照勘定を用いて処理している。

--	--

③ **商品を引き渡したと同時に、第 1 回目の入金があったとき**

※売価を割賦売掛金勘定の借方と割賦仮売上勘定の貸方に記入する。

※回収額を売上勘定の貸方に記入する。

※回収額を割賦仮売上勘定の借方と割賦売掛金勘定の貸方に記入する。

例題 大分商店に商品¥360,000(原価¥252,000)を 10 か月の均等分割払いで販売し、同時に第 1 回目の割賦金¥36,000 を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、商品を販売したときに、売価の総額を割賦売掛金・割賦仮売上の対照勘定に計上することになっている。

--	--

全商第 74 回 佐賀商店に売価¥4,680,000 の商品を 24 回の均等分割払いで販売し、同時に第 1 回目の割賦金を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、商品を販売したときに、売価の総額を割賦売掛金・割賦仮売上の対照勘定に計上することになっている。

--	--

練習 神戸商店に売価¥1,320,000 の商品を 24 回の均等分割払いで販売し、同時に第 1 回目の割賦金を現金で受け取った。ただし、収益の計上は回収基準により、対照勘定を用いて処理している。

--	--